

# 令和4年度兵庫支部事業計画（案）について

令和4年度兵庫支部事業計画（案）

令和4年度 事業計画（兵庫支部）	令和3年度 事業計画（兵庫支部）
<p><b>1. 基盤的保険者機能関係</b></p> <p>○健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p><u>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</u></p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p><u>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</u></p>	<p><b>1. 基盤的保険者機能関係</b></p> <p>○健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、<b>経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ</b>、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> </ul>

このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

○サービス水準の向上

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を順守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。  
申請書とリーフレット、返信用封筒をセットした「任継セット」を作成し、大規模事業所に配置する等、申請書を入手しやすい環境を整備し、郵送による申請を促進する。
- ・ お客様満足度調査を活用し、お客様の声から協会の課題を見出し迅速に対応する。また、加入者からの相談・照会に的確に対応するため職員に接遇研修等を実施し、サービス水準の向上に努める。

■ KPI :

- ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする。
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.0%以上とする。

○限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保

○サービス水準の向上

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。  
なお、窓口来訪目的として最も需要が高い任意継続保険加入手続きについて、申請書とリーフレットと返信用封筒をセットした「任継セット」を作製し、大規模事業所や自治体等に配置する等、申請書を入手し易い環境を整えることにより、郵送による申請を促進する。
- ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。

■ KPI :

- ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする。
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%以上とする。

○限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険

険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関等に申請書を配置する等、申請書を入手しやすい環境を整備し、利用促進を図る。

○現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、必要に応じ事業主への立入検査を積極的に行う。

○柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位転がし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封する等、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

- ・ 長期濃厚施術の傾向が強い施術管理者等に対しては、指導文書を送

委員へのチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、申請書一体型のリーフレットと返信用封筒をセットした「限度額セット」を作製し地域の医療機関等に配置する等、申請書を入手し易い環境を整えることにより、利用促進を図る。

○現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

○柔道整復施術療養費の照会業務等の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について審査を強化する。

また、同様の傾向が強い施術者に対し文書指導及び面接確認を実施するほか、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説した冊子（※）等を同封する等、適正受診の啓発を強化する。

※柔道整復施術の仕組みや接骨院・整骨院への正しいかかり方等を掲載した冊子

付し改善を促す。改善の傾向が見られない場合は、面接確認の実施や厚生局に情報提供を行う等、施術管理者等に対し適正化を推進する。

- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。
- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

■ KPI :

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。

【移設】

○効果的なレセプト点検の推進

- ・ 医療費の適正化を図るために、システムを活用した効果的なレセプト点検を実施する。

【資格点検】

- ・ オンライン資格確認による点検を活用したうえで、医療機関照会など、資格点検結果の確認を徹底し、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。

■ KPI :

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。

○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意や施術報告書の算定の確認を確実に実施するとともに、不正が疑われる申請については患者照会を行い、厚生局への情報提供を積極的に行う。

○効果的なレセプト点検の推進

- ・ 医療費の適正化を図るために、システムを活用した効果的なレセプト点検を実施する。

【資格点検】

- ・ 医療機関照会など、資格点検結果の確認を徹底し、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。

【外傷点検】

- ・ 負傷原因照会など、外傷点検結果の確認を徹底する。また、損害賠償金請求について、加害者や損害保険会社に対し早期の折衝を実施する。

【内容点検】

- ・ 効果的なレセプト内容点検を実施するため、社会保険診療報酬支払基金と連携して効果額の向上を図るとともに、点検員のスキルアップにより、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を実施する。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は 98.8%（2020 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI：

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする。

【外傷点検】

- ・ 負傷原因照会など、外傷点検結果の確認を徹底する。また、損害賠償金請求について、加害者や損害保険会社に対し早期の折衝を実施する。

【内容点検】

- ・ 効果的なレセプト内容点検を実施するため、再審査結果の集計ツール等を活用し、個々の得意・不得意分野の洗い出しを行い点検員に展開することによりスキルアップを図るとともに、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を実施する。

■ KPI：

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする。

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする。

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・ 保険証回収強化のため、日本年金機構との連携を強化し、資格喪失処理後早期に、協会けんぽより保険証未回収者に対する返納催告を確実に実施するとともに、事業所に対しても、事業所データ等を活用した文書・訪問により保険証の早期返却依頼と資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・ 債権回収強化のため、文書・電話による催告を早期に取り組むとともに、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施など、効果的な回収方法を活用し、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする。

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・ 保険証回収強化のため、日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽより保険証未回収者に対する返納催告を確実に実施するとともに、事業所に対しても、事業所データ等を活用した文書・訪問により保険証の早期返却依頼と資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・ 債権回収強化のため、文書・電話による催告を早期に取り組むとともに、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施や、分割納付中断者へのすみやかな催告を実施し、返納金債権の回収率の向上を図る。

は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、令和 3 年 10 月から、これまで保険者間調整（※ 1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※ 2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

（※ 1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。  
（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

（※ 2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

■ KPI :

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格再確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI :

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。



■ KPI :

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする。

○オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進のための周知等を行い、加入者のマイナンバー収録率の向上を図る。
- ・ 国が進めるマイナンバーの健康保険証としての利用の推進に協力する。

**【重要度：高】**

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

○業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、多能化及び生産性の向上を推進する。

■ KPI :

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする。

○オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行のため、加入者へのマイナンバー登録の促進のための周知等を行う。

○業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

**【困難度：高】**

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあつての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

**2. 戦略的保険者機能関係**

○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

**【上位目標】**

平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（全国平均の健康寿命を目

**2. 戦略的保険者機能関係**

○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

**【上位目標】**

平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（全国平均の健康寿命を目

標とする)

- i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：590,090人）
    - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 62.0%  
（実施見込者数：365,737人）
    - ・ 事業者健診データ 取得率 9.0%（取得見込者数：53,109人）
  - 被扶養者（実施対象者数：172,126人）
    - ・ 特定健康診査 実施率 29.0%（実施見込者数：49,917人）
  - 健診実施率向上への取り組み
    - ・ 生活習慣病予防健診について、実施機関ごとの目標実施件数に対する進捗確認を行うとともに、新規委託機関の増加を図る。
- 【P.16 広報の項目に統合】
- ・ 生活習慣病予防健診について、事業主及び被保険者に対し、案内を工夫した効果的な受診勧奨を実施する。
  - ・ 生活習慣病予防健診について、受診機会が少ない地域等で出張健診を実施し、その拡大を図る。
- 【集約】
- ・ 事業者健診データ取得勧奨業務を外部委託にて効率的に実施する。
  - ・ 事業者健診データ提供にかかる事業主からの同意書の取得を前年度以上に拡大する。

標とする)

- i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：615,847人）
    - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 59.0%  
（実施見込者数：363,350人）
    - ・ 事業者健診データ 取得率 8.0%（取得見込者数：49,268人）
  - 被扶養者（実施対象者数：173,301人）
    - ・ 特定健康診査 実施率 28.3%（実施見込者数：49,045人）
  - 健診の受診勧奨対策
    - ・ 生活習慣病予防健診の委託機関数の増加を図る。
    - 生活習慣病予防健診及び特定健診に係る広報について、ナッジ理論の活用等により、充実を図る。
    - ・ 生活習慣病予防健診について、事業主及び被保険者に対し、効果的・効率的な受診勧奨を実施する。
    - ・ 生活習慣病予防健診について、受診機会が少ない地域等で出張健診を実施し、その拡大を図る。
    - インセンティブを活用し、生活習慣病予防健診実施機関による受診勧奨を効果的に実施する。
    - ・ 事業者健診データ取得勧奨業務を外部委託にて効果的・効率的に実施する。
    - 事業者健診データ取得不可事業所に対して、生活習慣病予防健診への切り替え勧奨を実施する。

【集約】

【P.16 広報の項目に統合】

- ・ 県・市町と連携し、特定健診とがん検診の同時実施体制の拡大を図る。
- ・ 商業施設等での無料集団健診の実施を更に拡大するとともに、毎年の受診が定着するような受診勧奨を行う。
- ・ 受診券を活用したミニドック健診を実施する。

【集約】

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることか

~~→ 事業者健診データの早期提出を促すため、インセンティブを活用した、健診実施機関に対する勧奨を効果的・効率的に実施する。~~

~~→ 関係機関と連携し、生活習慣病予防健診及び事業者健診データ取得に係る広報を実施する。~~

・ 県・市町と連携し、特定健診とがん検診の同時実施体制の拡大を図り、同時受診による利便性の広報を実施する。

・ 効果的な商業施設における被扶養者の無料集団健診の実施日程拡大を図る。

~~→ 特定健診について、被扶養者に対し、効果的・効率的な受診勧奨を実施する。~~

ら、困難度が高い。

■ KPI :

- ① 生活習慣病予防健診実施率を 62.0%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 9.0%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 29.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- 被保険者（特定保健指導対象者数：85,864人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 31.7%（実施見込者数：27,245人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：4,693人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 8.0%（実施見込者数：376人）

○特定保健指導実施率向上への取り組み

【P.16 広報の項目に統合】

- ・ 健診委託機関に働きかけ、健診当日の特定保健指導を増やす。
- ・ 専門機関へ外部委託することにより、実施率の向上を図る。
- ・ 情報通信技術を活用すること等により、更なる利便性の向上を図る。

【集約】

- ・ 支部窓口での特定保健指導を通年実施し、保健指導の利用機会拡大を図る。

■ KPI :

- ① 生活習慣病予防健診実施率を 59.0%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 8.0%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 28.3%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- 被保険者（特定保健指導対象者数：83,349人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 25.3%（実施見込者数：21,088人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：4,218人）
  - ・ 特定保健指導 実施率 8.0%（実施見込者数：338人）

○保健指導の受診勧奨対策

~~←~~ 特定保健指導に係る広報について、健診結果送付時に広報する等、より充実を図る。

- ・ 継続支援を専門機関へ外部委託することにより、初回面談の増加及び継続率の向上を図る。
- ・ 情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。

~~←~~ 外部委託を活用し、県外在住者等、支部保健師が対応できない特定保健指導対象者に対し、保健指導を着実に実施する。

- ・ 来所型特定保健指導を実施し、保健指導の利用機会拡大を図る。

- ・ 大規模事業所を中心に、特定保健指導利用促進に向けた訪問勧奨を実施する。

【集約】

【集約】

【集約】

**【重要度：高】**

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

**【困難度：高】**

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

- ・ 大規模事業所を中心に、特定保健指導利用促進に向けた訪問勧奨を実施する。

~~外部委託機関へ好事例を展開する等により、健診当日における初回面談の実施を推進する。~~

~~被扶養者の特定保健指導について、市町と連携し利用機会の拡大を図る。~~

- ・ ~~被扶養者の特定保健指導について、無料集団健診時の健診当日における初回面談実施を推進する。~~

■ KPI :

- ①被保険者の特定保健指導の実施率を 31.7%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 8.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨（二次勧奨実施予定人数 3,600 人）

【削除】

【削除】

- ・ 健診受診後早期の受診勧奨業務について、生活習慣病予防健診実施機関へ委託する。
- ・ 令和 3 年度支部調査研究事業の成果を踏まえ、効果的な受診勧奨を実施する。

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 糖尿病治療中断者への受診勧奨を実施する。
- ・ 令和 3 年度に引き続き、これまでの重症化予防事業を振り返り、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者の Q O L の向上を図る観点から、重要度が高い。

■ KPI :

- ①被保険者の特定保健指導の実施率を 25.3%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 8.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨（二次勧奨実施予定人数 3,600 人）

~~← 未治療者に対し文書勧奨を行い、併せて外部委託による電話勧奨を行うことで受診勧奨を効果的・効率的に実施する。~~

- ・ より重症域と判定された未治療者に対し、保健師より電話勧奨を実施する。

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 糖尿病治療中断者への受診勧奨を実施する。
- ・ これまでの重症化予防事業を振り返り、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

■ KPI :

受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・ ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。
- ・ 健康づくり包括協定を基軸に、各自治体の健康増進事業を協働し、兵庫県内の健康づくりの意識の向上を図る。
- ・ 全職員による事業所訪問を継続実施し、経済団体等関係機関と連携を図りながら、わが社の健康宣言事業の更なる拡大を図る。
- ・ わが社の健康宣言事業の取り組みの質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化するとともに、健康講座を提供し、事業所における社員ヘルスリテラシーの向上を図る。また、兵庫県と連携し、優良な取り組みを実施している事業所を表彰する。
- ・ 健康経営セミナーを開催し、宣言事業所の健康経営優良法人取得を促すとともに、好事例について共有できるような環境構築を図る。
- ・ 喫煙者に対する効果的な禁煙啓発を実施することにより、喫煙率の低下を図る。
- ・ 事業所担当者向けメンタルヘルスセミナーを開催し、メンタルヘルス予防対策を推進する。

■ KPI :

受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・ ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康度診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。
- ・ 健康づくり包括協定を基軸に、各自治体の健康増進事業を協働し、兵庫県内の健康づくりの意識の向上を図る。
- ・ 全職員による事業所訪問を継続実施し、経済団体等関係機関と連携を図りながら、わが社の健康宣言事業の更なる拡大を図る。
- ・ わが社の健康宣言事業の取り組みの質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化するとともに、健康講座を提供し、事業所における社員ヘルスリテラシーの向上を図る。また、兵庫県と連携し、優良な取り組みを実施している事業所を表彰する。
- ・ 健康経営セミナーを開催し、宣言事業所の健康経営優良法人取得を促すとともに、好事例について共有できるような環境構築を図る。
- ・ 喫煙者に対する効果的な禁煙啓発を実施することにより、喫煙率の低下を図る。
- ・ 事業所担当者向けメンタルヘルスセミナーを開催する。



【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 1,350 事業所以上とする。

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・ 支部広報会議で、兵庫支部広報計画を策定し、計画に基づいた広報を確実に実施する。
- ・ メールマガジン登録者数の増加を図るとともに、広報内容の充実に向けた検討を行い、必要な情報を効果的に配信する。
- ・ ホームページやメールマガジン等、協会が保有するツールを最大限活用する。また、動画や位置情報を活用した広報を取り入れ広く情報発信を行う。
- ・ 関係団体と連携を図り、共同広報などを通じて加入者に対し多面的に情報提供を実施する。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。

■ KPI：健康宣言事業所数を 1,200 事業所以上とする。

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・ 支部広報会議で、兵庫支部広報計画を策定し、計画に基づいた広報を確実に実施する。
- ・ メールマガジン登録者数の増加を図り、必要な情報を効果的に配信する。
- ・ ホームページやメールマガジン等、協会が保有するツールを最大限活用する。また、動画や位置情報を活用した広報を取り入れ情報提供を実施する。
- ・ 関係団体と連携を図り、共同広報などを通じて加入者に対し多面的に情報提供を実施する。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌の充実を図る。
- ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けて、他支部の好事例を参考に委嘱勸奨を強化する。

■ KPI :

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **45.0%**以上とする。

○ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、加入者に対し **ジェネリック医薬品** 軽減額通知事業や希望シールの配布など着実に取り組む。
- ・ ジェネリック **医薬品** カルテやデータブックで取り組むべき課題を把握し優先順位を付けたうえで、見える化ツールを活用し、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。その際、必要に応じて県担当部局や関係機関と連携して実施する。
- ・ 薬局へジェネリック **医薬品** に関するお知らせを送付する際に、ジェネリック **医薬品** に対する取り組みの好事例を掲載し、横展開を図る。
- ・ 兵庫県薬剤師会と **情報共有を図り、効果的な普及啓発に努める。**

**【重要度：高】**

**「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80% 以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。**

■ KPI :

協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を年度末時点で 80.0%以上とする。

■ KPI :

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **39.5%**以上とする。

○ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、加入者に対し軽減額通知事業や希望シールの配布など着実に取り組む。
- ・ ジェネリックカルテやデータブックで取り組むべき課題を把握し優先順位を付けたうえで、見える化ツールを活用し、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。その際、必要に応じて県担当部局や関係機関と連携して実施する。
- ・ 薬局へジェネリックに関するお知らせを送付する際に、ジェネリックに対する取り組みの好事例を掲載し、横展開を図る。
- ・ 兵庫県薬剤師会と **連携し、薬剤師学術大会やセミナーを通じて更なる使用促進を図る。**

■ KPI :

ジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を年度末時点で 80.0%以上とする。

○医療費適正化対策

【削除】

- 定期的に医療機関を受診するお薬手帳未利用者に対し、するお薬手帳の利用勧奨について、前年度の効果検証を踏まえつつ実施する。

○インセンティブ制度の着実な実施

- 加入者及び事業主に見直し後のインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き工夫した周知・広報を実施する。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015 や『未来投資戦略 2017』において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

【削除】

○地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- 県の医療審議会保健医療計画部会、地域医療構想調整会議等にお

○医療費適正化対策

~~→ 多剤投与や重複投与などの加入者に対し、お薬手帳を持つことやかかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことを啓発するとともに、医療機関等への相談を促すことにより適切な服薬につなげる。~~

- 定期的な医療機関を受診するお薬手帳未利用者に対し、お薬手帳の利用勧奨を実施する。

○インセンティブ制度の着実な実施

- 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう工夫した周知・広報を実施する。

○パイロット事業への取組み

- 令和4年度に向けて、本部方針のもと、事業の検討を実施する。

○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

- 県の医療審議会保健医療計画部会、地域医療構想調整会議等にお

いて、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を実施していく。

【移設】

- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、かかりつけ医を持つことや小児救急電話相談 # 8000、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体と連携し、加入者や事業主に対する効果的な働きかけを実施する。
- ・ 保険者協議会の機能を強化し、発信力を高める。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

■ KPI：

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

いて、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を実施していく。

- ・ 医療費データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を実施する。
- ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、かかりつけ医を持つことや小児救急電話相談 # 8000 などの「上手な医療のかかり方」について、関係団体と連携し、加入者や事業主に対する効果的な働きかけを実施する。
- ・ 保険者協議会の機能を強化し、発信力を高める。

■ KPI：

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

○調査研究の推進

【削除】

- 令和2年度に実施した調査研究事業（社長の健康行動が従業員の健康に与える影響）について、外部有識者のアドバイスを受けながら分析を進め、産業衛生学会等で発表するなど意見発信につなげる。
- 医療費の地域間格差の要因等について分析を行い、課題を検証するとともに、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を実施する。

3. 組織・運営体制関係

○人事制度の適正な運用と適切な人員配置

- 研修等を通じ、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。
- 次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえて、支部の人員配置状況を検証し、業務の効率化・標準化を推し進め、円滑な業務運営を実施する。

○人事評価制度の適正な運用

- 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

○調査研究の推進

~~令和3年度調査研究事業（血圧・血糖の受診勧奨対象者の3か月以内受診率実態把握）を確実に実施する。~~

- 令和2年度に実施した調査研究事業（社長の健康行動が従業員の健康に与える影響）を公衆衛生学会等で発表するなどの意見発信につなげる。

3. 組織・運営体制関係

○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- 管理職層の入口であるグループ長補佐の人材力の底上げを目指し、研修や会議などの様々な機会を捉えてマネジメント能力の向上を図る。
- 標準人員への移行後における支部全体の配置状況を検証し、業務の効率化・標準化を推し進め、円滑な業務運営を実施する。

○人事評価制度の適正な運用

- 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

○OJTを中心とした人材育成

- ・ 新規採用職員や経験の浅い職員等に対しては、計画的かつ継続的なOJT研修を実施し、協会職員としての基礎力を養う。
- ・ 主体的に「考動」できる人材を目指し、本部実施研修に加え、支部独自研修や支部の課題に応じた研修を実施し、組織基盤の底上げを図る。
- ・ 日本年金機構と協働した研修を実施し、健康保険について幅広い知識を持った人材を育成する。

○本部支部間の連携の強化

- ・ 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部との更なる連携強化を図る。

○支部業績評価の実施

- ・ 他支部との比較を通じて支部の強みと弱みを把握し、支部全体の取組の底上げを図り、業績向上につなげる。

○内部統制の強化

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。

○リスク管理

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各

○OJTを中心とした人材育成

- ・ 新規採用職員や経験の浅い職員等に対しては、計画的かつ継続的なOJT研修を実施し、協会職員としての基礎力を養う。
- ・ 主体的に「考動」できる人材を目指し、本部実施研修に加え、支部独自研修や支部の課題に応じた研修を実施し、組織基盤の底上げを図る。

○本部支部間の連携の強化

- ・ 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部との更なる連携強化を図る。

○支部業績評価の実施

- ・ 他支部との比較を通じて支部の強みと弱みを把握し、支部全体の取組の底上げを図り、業績向上につなげる。

○内部統制の強化

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。

○リスク管理

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各

種リスクを想定した訓練を実施する。

○コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、新たに設置した外部相談窓口の周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。

○支部における健康経営の実践

- ・ 職員の健康増進を図るため、支部における健康経営を実践する。

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。  
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

種リスクを想定した訓練を実施する。

○コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。  
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI :

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

■ KPI :

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする



令和4年度 KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする。
効果的なレセプト点検の推進	①診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。
柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする。
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。 ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする。

令和3年度 KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする
効果的なレセプト点検の推進	①診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。
柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする

## 2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	①生活習慣病予防健診実施率を <b>62.0%</b> 以上とする ②事業者健診データ取得率を <b>9.0%</b> 以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を <b>29.0%</b> 以上とする
ii) 特定保健指導の実施率の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を <b>31.7%</b> 以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を <b>8.0%</b> 以上とする
iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <b>12.4%</b> 以上とする
iv) コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <b>1,350</b> 事業所以上とする。
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <b>45.0%</b> 以上とする
ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を年度末時点で <b>80.0%</b> 以上とする。

## 2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	①生活習慣病予防健診受診率を <b>59.0%</b> 以上とする ②事業者健診データ取得率を <b>8.0%</b> 以上とする ③被扶養者の特定健診受診率を <b>28.3%</b> 以上とする
ii) 特定保健指導の実施率の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を <b>25.3%</b> 以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を <b>8.0%</b> 以上とする
iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <b>11.8%</b> 以上とする
iv) コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <b>1,200</b> 事業所以上とする。
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <b>39.5%</b> 以上とする
ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を年度末時点で <b>80.0%</b> 以上とする。

医療提供体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。
---------------	---

医療提供体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。
---------------	---

**3. 組織・運営体制関係**

具体的施策	KPI
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

**3. 組織・運営体制関係**

具体的施策	KPI
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする